

橋本周辺広域市町村圏組合嘱託職員の雇用に関する細則

平成 11 年 7 月 19 日

細 則 第 1 号

(雇用の手続)

- 1 嘱託職員に雇用確認書（別記様式）を交付する。

(賃金)

- 2 月の途中で新たに職員となった者の賃金については、橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（平成 11 年条例第 8 号）を適用する。
- 3 与えられた有給休暇及び特別休暇以上休んだ場合は、1 日につき月額をその月の勤務を要する日数で除した金額を減額する。

(その他)

- 4 この細則に定めるもののほか、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、地方公務員法昭和 25 年法律第 261 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び一般職の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 75 号）に準じる。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式（第1項関係）

嘱託職員任用確認書

年 月 日

様

任命権名 橋本周辺広域市町村圏組合管理者
所在地 橋本市市脇一丁目1番6号

あなたを採用するにあたっての労働条件は次のとおりです。

任用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		[通勤手当] 橋本周辺広域市町村圏組合嘱託職員の雇用に関する規程に基づき支給する。 ①支給する。 月額 円 ②無支給。(片道2km未満)
職 種		支給日	職員の支給日に準じる。
勤務場所		支払方法	①振込み ②現金支給
勤務日	1週 日 ① 曜日から 曜日まで ② 曜日 *業務等の場合により変更する場合がある。	有給休暇 特別休暇	橋本周辺広域市町村圏組合嘱託職員の雇用に関する規程に基づく。
勤務時間	① [曜日から 曜日まで] 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで ② [曜日] 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで *業務等の場合により変更する場合がある。	健康保険 厚生年金 等	①加入する。 保険料 月額 円 *算定額の更正により保険料に変更があった場合はその額とする。 ②加入しない。
休憩時間	① 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで *業務等の場合により変更する場合がある。	雇用保険	加入しない。
休日	① 曜日 ② 曜日 ③国民の祝日に関する法律等に規定する休日 ④年末年始 (12月 日～1月 日) *業務等の場合により変更する場合がある。	被 服	必要に応じて貸与する。
賃 金	月額 円 但し、欠勤の場合は、その時間数に1時間当たりの単価を乗じた額を上記賃金から減額する。 [時間外勤務] 定められた勤務時間外で1日7時間45分以上勤務を命じられた場合は、橋本周辺広域市町村圏組合嘱託職員の雇用に関する規程に基づき支給する。 [割増賃金] 橋本周辺広域市町村圏組合嘱託職員の雇用に関する規程に基づき支給する。	公務災害 補償等	公務上の災害または通勤途上(通勤届出経路)での災害に限り、公務災害補償等を適用する。
		服 務	①職務上の命令に従い、職務に専念すること。 ②職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。 退職後も同様とすること。 ③不名誉な行為をしないこと。
		免 職	任用期間が満了したときは嘱託職員の身分を失う。 また、次のいずれかに該当するときも同様とする。 ①心身の故障のため職務遂行に支障があるとき。 ②勤務成績がよくないとき。 ③嘱託職員として、ふさわしくない行為があったとき。 ④その他、管理者が必要と認めたとき。
上記確認書の内容について、確認いたしました。			
年 月 日			
氏名 ㊟			